

高額医療・高額介護合算療養費のお知らせ

世帯内において、同一医療保険加入者の1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の『医療保険』と『介護保険』両方の自己負担額の合計について、申請によって限度額(年額)を超えた金額が支給されます。

●後期高齢者医療制度加入者および国民健康保険加入者(年齢が70歳以上75歳未満)の場合

所得区分	対象者	自己負担限度額(年額) 1年間の医療費と 介護費の合計
現役並み	現役Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	212万円
	現役Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満の方	141万円
	現役Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満の方	67万円
一般	自己負担割合「3割以外」 の方で、区分Ⅰ、区分Ⅱの いずれにも該当しない方	56万円
区分Ⅱ	同じ世帯の全員が住民税 非課税で、区分Ⅱに該当し ない方	31万円
区分Ⅰ	同じ世帯の全員が住民 税非課税で、世帯全員 が所得0円、または老齢 福祉年金受給者の方 (年金の所得は、控除額 を80万円として計算)	19万円

対象と見込まれる方には、申請書を令和3年2月末頃
発送予定です。(申請時効2年)
詳しくは、そちらをご覧ください。

●国民健康保険加入者(年齢が70歳未満)の場合

所得区分 (基礎控除後の総所得)	自己負担限度額(年額) 1年間の医療費と 介護費の合計
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※自己負担額から限度額を差し引いた額が501円以上
の場合に限り支給されます。

【申請に必要なもの】

- ・ 保険証(国民健康保険または後期高齢者医療保
険と介護保険の両方)
- ・ 申請者の印鑑(人数分)
- ・ 振込口座を確認できるもの(通帳等)
※委任状が必要な場合もあります。
※加入する保険が期間中に変更となった場合、
前保険の自己負担額証明書が必要な場合が
あります。

【問】国保・健康課 ☎(0879)26-9907 長寿介護課 ☎(0879)26-9904
香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866

葬祭費について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなった後、葬祭を行った方が市窓口申請すれば
葬祭費が支給されます。

※葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると時効となり支給できなくなります。

○申請に必要なもの

- ・ 葬祭を行った方の氏名を確認できる書類
(会葬礼状、火葬許可証など)
- ・ 葬祭を行った方の印鑑
- ・ 葬祭を行った方の振込口座を確認できるもの(通帳等)
※葬祭を行った方以外が申請、受領する場合は委任状が必要です。



【問】国保・健康課 ☎(0879)26-9907 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866